

平 戸 市 監 査 公 表 第 135-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成30年12月20日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

- 第1 監査の種類  
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
平戸市文化観光商工部商工物産課
- 第3 監査の期間  
平成30年10月2日（火）、3日（水）、4日（木）
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容  
別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：商工物産課】

区分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1 契約事務について 業務委託契約書において、契約保証金の免除を行っているが、免除するための根拠が記載されていないものが見られたので、適正な事務処理に努めていただきたい。</p>	<p>1 契約事務について 当該契約書の内容を精査し、平戸市契約規則の規定に合致するよう改善を図り、適正な事務処理に努めました。</p>
意見	<p>1 商工物産課所管補助事業意見聴取会要領について 本要領は、当課が所管する各種補助金交付要綱において、「補助事業の審査にあたり、必要に応じて外部有識者等の意見を聴取するものとする。」を根拠として定められた要領であるが、商工物産課の内部規定として取り扱われている。 しかし、この意見聴取会での意見は、補助事業の審査における重要な役割を担っており、実質的には審査会の機能を有しているものと考えられる。 特に、中小企業等設備投資促進事業補助金においては、補助金の交付実績が1,500万円になるものもあることから、正式に審査会としての位置付けを行い、関係例規の整備を検討していただきたい。 その際、会議録の整備、関係委員の除斥等に関する規定の明記についても検討していただきたい。</p>	<p>1 商工物産課所管補助事業意見聴取会要領について 今年度中に要領を見直し、監査の指摘があったように本意見聴取会を正式な審査会としての位置付けを行うこととして、例規の整備（関係委員の除斥規定含む）を行います。</p>